

加曽利貝塚公園の名称及び区域を変更します
～新名称!!加曽利貝塚縄文遺跡公園～

昨年10月13日に国の特別史跡に指定された加曽利貝塚について、都市公園名称を「加曽利貝塚公園」から、「加曽利貝塚縄文遺跡公園」に変更するとともに、都市公園としての区域を拡大しますので、お知らせします。

1 趣旨・目的

本市では、加曽利貝塚が昭和46年の国指定史跡となって以降、北貝塚のみが都市公園に指定され、「加曽利貝塚公園」として親しまれてきましたが、南貝塚については、都市公園に指定しておらず、史跡として教育委員会が管理を行って来ました。

そこで、昨年10月13日の特別史跡指定を契機に、加曽利貝塚は貝塚だけでなく、縄文時代の集落跡でもあることを分かりやすく伝え、さらに親しみを持ってもらうことを目的に、これまでの「加曽利貝塚公園」から、「加曽利貝塚縄文遺跡公園」に変更します。

あわせて、史跡指定地内のほぼ全域を一体的に管理していくことを目的に、これまでの公園範囲に加え、南貝塚も都市公園に指定します。

2 名称及び区域の変更 ※詳細は別紙のとおり

(1) 名称の変更

新	旧
かそりかいづかじょうもんいせきこうえん 加曽利貝塚縄文遺跡公園	かそりかいづかこうえん 加曽利貝塚公園

(2) 区域の変更

新	旧
134,623㎡ 北貝塚の一部と南貝塚	50,142㎡ 北貝塚の一部

3 施行日 平成30年4月1日(日)